

議案第 16 号

羽生市融資審査委員会設置条例を廃止する条例

羽生市融資審査委員会設置条例（昭和 32 年条例第 14 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（羽生市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 羽生市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表融資審査委員会委員の項を削る。

平成 29 年 3 月 1 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明